

学校いじめ防止基本方針

春日井市立中央台小学校

はじめに

「いじめは、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識の基「いじめの防止についての基本的な考え方」は、以下のようである。

- 学校、学級内にいじめを許さない意識を高める。
- 児童、教職員の人権尊重の認識を深める。
- 児童が教員や周囲の友達と強い信頼関係を築く。
- 教員は些細な兆候を見逃さず、保護者や地域とも連携し、いじめの早期発見並びに適切な指導の基、早期解決に努める。
- 教育相談やアンケートを通して、児童の不安や悩みに寄り添える教員の資質を高める。
- 日々の指導の中で、児童が互いを認め合え、自己肯定感を育むことができる学校づくりを進める。

1 「いじめ」とは

一定の人間関係にある児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（電子媒体で行われるものも含む）であって、こうした行為を受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

2 「いじめ」を未然に防止するために

《児童に対して》

- ・ 児童がお互いを認め大切し合い、共に成長していく学級づくりを行う。
- ・ 児童の活動や努力を認め、達成感や自己肯定感を育む授業に努める。
- ・ 思いやりや命の大切さを道徳の時間や学級指導の時間を通して育む。
- ・ 「いじめは決して許されない」ということを、朝会や式の挨拶で訴え続ける。

《教員に対して》

- ・ 児童が自分の居場所を感じられるような学級づくりに努め、児童との信頼関係を深める。
- ・ 児童の達成感や自己肯定感を図れるように、わかる授業を行うことに努める。
- ・ 道徳教育や学級指導などを工夫し、思いやりの心や命の大切さを指導する。
- ・ 「いじめは決して許されない」という教員の気概を、様々な活動を通して児童に示す。
- ・ 児童の些細な変化にも気づくことができる資質を高める。
- ・ 児童や保護者からの話を親身になって聞ける姿勢を持つ。
- ・ 問題を隠したり抱え込んだりしないで、管理職や同僚に協力を求める意識を持つ。

《学校の体制として》

- ・ 全教育活動を通して「いじめは絶対に許さない」という土壌をつくる。
- ・ 「いじめ」に関する校内研修を行い、教職員の理解と実践力を深める。
- ・ 校内の「心の教室相談員」やスクールカウンセラーなどの人材を有効に活用し、早期発見早期解決を図る。
- ・ 児童ばかりでなく担任も含め、相談しやすい校内システムや体制の充実を図る。
- ・ 単学級というクラス替えができないという本校の事情を考慮して、教育相談やアンケート調査を定期的実施し、児童の様子や変化を全職員で共有する。

《保護者・地域に対して》

- ・ PTA 総会等で児童の小さな変化やサインに気づいたら、遠慮なく学校に相談することをお願いする。
- ・ 下校後の地域での児童の気になる行動があったら、学校へ連絡していただくようにコミュニティの会合や広報誌などを通して、理解と協力をお願いする。

3 「いじめ」の早期発見・早期対応について

《早期発見の取組》

- ・ アンケート調査や教育相談を定期的実施し、児童の些細な変化やサインを見逃さないように努める。
- ・ 児童の様子を担当だけでなく多くの教員で見守り、気づいたことを共有できる場（いじめ・不登校対策委員会、生活指導部会等）を臨機応変に設定する。
- ・ 教員と児童や保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい校内環境を整える。

《相談できる環境》

- ・ 困ったことや悩んでいることがあれば、周りの人（保護者、教員、友達、相談員等）に相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・ 学校は、いじめを受けた児童や保護者からの訴えには、親身になって受け止め、いじめから守る姿勢を明確に打ち出す。
- ・ いじめ相談電話や外部の相談機関の情報を積極的に提供していく。

《早期解決への取組》

- ・ いじめ又はいじめと疑われる案件は、事実関係を早期に把握する。その際、被害者と加害者だけでなく、学級やその集団の背景も調べる。
- ・ 被害者児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ・ 加害者児童には「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢で臨む。ただ、教育的配慮をした指導やアフターケアを忘れない。
- ・ 事実関係を正確に該当の保護者に伝え、学校の指導方針への理解と協力を依頼する。

4 校内体制について

- ・ 「いじめ・不登校対策委員会」の構成は、小規模校のため全教員とする。
- ・ 委員会の役割としては、情報共有やいじめ防止への具体的な取組の検討、さらには、具体的ないじめの案件への対応などを検討する。
- ・ いじめの報告や相談があった場合は、担任や教務、教頭、生活指導主任で、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応について協議する。
- ・ いじめの情報を教職員で共有するため、臨時の「いじめ・不登校対策委員会」を開く。
- ・ 個人情報の取り扱いに考慮しながら、事実関係を把握し、その情報は隠さない。
- ・ 積極的に地域や保護者から、いじめに関する情報を収集する。

5 学校の取組に対する検証と見直しについて

- ・ 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止や対応の取組について、PDCA サイクルで見直し、より現実的な取組になるよう努める。
- ・ 児童や保護者の学校評価アンケート及び教職員の年度末反省に、いじめの項目を入れ、その結果を分析しながら検証を行う。